

## 増毛町学校給食費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 町立学校に在籍する児童及び生徒の学校給食費を負担する保護者に対し、その経費の一部を助成することにより、保護者負担軽減を図り、児童及び生徒の教育を受ける機会の確保に資するため、町立学校給食会計に対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては、増毛町補助金交付規則（平成23年増毛町規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金の交付対象等)

第2条 補助金の交付対象となる経費及び額は、別表に定めるところによる。

### (補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとするものは、規則第4条に定める補助金交付申請書に次の関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

### (補助金の交付)

第4条 補助金は、概算払い又は精算払いにより交付するものとする。

### (実績報告)

第5条 補助事業者等は事業完了後、30日以内又は交付の決定のあった日の属する町の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、規則第12条に定める補助事業等実績報告書に次の関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) その他町長が必要と認める書類

### (帳簿等の保存年限)

第6条 規則第18条に規定する帳簿は、事業完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### 別表（第2条関係）

名 称	補助対象経費	補助金の額
学校給食費補助金	・主食（増毛産米、パン）、牛乳の購入に要する経費 ・地場産物消費奨励に要する経費	・予算の範囲内